

平成 25 年度

第 3 回 寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 25 年度 第 3 回 寝屋川市景観審議会

日時：平成 26 年 2 月 5 日(水)

午後 2 時 30 分から

場所：議会棟 4 階 第一委員会室

《次 第》

1 開 会

2 景観審議会に報告するもの

- (1) 「寝屋川市景観計画変更（素案）」について
- (2) 寝屋川市屋外広告物ガイドライン（案）について
- (3) （仮称）寝屋川市屋外広告物条例（素案）について
- (4) その他

3 閉 会

以 上

平成 25 年度第 3 回 寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 26 年 2 月 5 日 (水) 午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分
- 2 場 所 : 寝屋川市役所 議会棟 4 階 第一委員会室
- 3 出席者
- | | | |
|-----|----------|-----------|
| 委 員 | 会 長 | 増田 昇 |
| | 副会長 | 山野 高志 |
| | 委 員 | 坂口 行洋 |
| | 委 員 | 井上 容子 |
| | 委 員 | 白川 清司 |
| | 委 員 | 熊田 将男(欠席) |
| | 委 員 | 星野 創 |
| | 委 員 | 田中 稔 |
| | 委 員 | 佐部田 貢一 |
| | 委 員 | 川尻 肇 |
| | 委 員 | 河尻 正 |
| | まち政策部部長 | 大西 道彦 |
| | まち政策部次長 | 橋本 一彦 |
| | 都市計画室長 | 大坪 史郎 |
| | 都市計画室課長 | 北川 博紀 |
| 事務局 | まちづくり指導課 | 課長 九條 勝広 |
| | 同 | 係長 野口 勝彦 |
| | 同 | 副係長 鍛冶 博之 |
| | 同 | 主査 窪田 一平 |
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、只今より、平成 25 年度第 3 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員 10 名ご出席頂いております。委員 11 名中 10 名のご出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

なお、熊田委員は欠席とのご連絡を頂いております。

本日はつきましては、傍聴者が 0 名となっております。

それでは、まず本日の資料を確認させていただきます。

資料につきましては、事前に配布させて頂いておりますが、お持ちでない方や、不足分等がある方は申し出て頂けますよう、お願いいたします。

<資料確認>

事務局

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。非常に寒暖の差が激しい日が続いております。体調はいかがでしょう。それでは、只今より平成 25 年度第 3 回景観審議会を開催します。

本日の案件について事務局より説明願います

事務局

お手元の次第をご覧ください。

まず、次第 2 の (1)「寝屋川市景観計画変更 (素案)」について、「寝屋川市景観計画の作成手続きに関する要領」の第 2 条、「景観計画に住民の意見を反映させるための必要な手続き」といたしまして、平成 25 年 11 月 22 日に公告、翌 11 月 23 日から 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが、ご意見等はございませんでした事をご報告いたします。

続きまして、前審議会でご頂戴いたしましたご意見・ご指摘事項等を受けまして、景観計画について修正を加えておりますので、そのご説明をさせて頂きたいと思っております。

引き続き、次第 2 (2) の「寝屋川市屋外広告物ガイドライン (案)」についてご報告させていただきます。続きまして、次第 2 (3) の「(仮称) 寝屋川市屋外広告物条例 (素案)」についてご説明をさせて頂きたいと思っております。

なお、ご質問等につきましては、案件ごとにお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は新たな 2 地区を重点地区指定とする景観計画 (案) の最終答申となりますので、ご審議頂いた後「寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 3 項、審議会の議事は出席者の過半数で決する。」によりましてご決議頂く事になっております。

以上でございます。

会 長

只今、事務局よりご説明がありましたとおり、次第2のところ(1)及び(2)、(3)と案件が3件でございます。また、景観計画(素案)につきましては、本日、審議委員皆様でご決議して頂く事になっておりますので、よろしく願いいたします。

それと案件(1)及び(2)が終わった時点で休憩を挟みたいと考えておりますので、よろしく願いします。

それでは、まず次第2(1)の「寝屋川市景観計画変更(素案)」について、事務局より説明をお願いしたいと思っております。

事務局

〈「寝屋川市景観計画変更(素案)」について説明〉

まちづくり指導課の九條でございます。よろしく願いいたします。

前回の審議会におけるご指摘事項は、景観基準に関わる物が1項目、その他のご質問が4項目、計5項目となっております。資料2は、それらを取りまとめたものでございます。

先ほど、事務局からもありましたとおり、本日、景観重点地区2地区追加に伴う景観計画変更についてご決議を頂く予定になっておりますが、次第2(1)についての説明内容といたしましては、ご指摘事項の5項目だけとなっております。本日の審議会での議題は、主に屋外広告物関係のご説明となりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、前審議会のご指摘事項等について説明させていただきます。前面のスクリーンをご覧頂きたいと思っております。1番目のご指摘事項は、香里園駅前西側広場周辺における景観形成基準についてでございます。資料1景観計画素案の22ページ、建築物の形態意匠を赤字で表示している箇所になります。

前審議会におきましては、事務局案といたしまして、香里園駅前西側駅前広場には、既に屋外駐車場、屋外駐輪場が設置されていることから、この基準はなじまないため、削除いたしました。としていたしましたが、ご指摘を受けまして事務局で一定精査いたしまして、「立体駐車場、機械式駐車場等は、周辺との調和に配慮したものとする。」との基準に変更しております。

2番目のご指摘事項でございます。景観計画(素案)の21ページの所になりますが、ページの上部右側にあります「屋外附帯物」の文字が二重印刷となっておりますので、訂正いたしております。

次に、その他のご意見といたしまして、寝屋川駅前線拡幅に伴う交差点改良についてでございます。

「寝屋川駅前線拡幅に伴い、府道八尾枚方線及び外環状線と接する交差点部分における外環状線南行きの右折車両の道路の拡幅や通行形態はどうなるのか」というご質問を頂きました。

前審議会において、寝屋川駅前線と府道八尾枚方線及び外環状線の交差点部分についてのご説明をさせていただきましたが、再度、委員より、外環状線南行きの車両が右折して進入する際に、駅前線が拡幅することにより車両進行に支障をきたすのではないかという意味の質問であったと言う事でしたので、所管の道路建設課に問い合わせしましたところ、交差点部についても駅前線と同様に南側に拡幅し、車両通行に支障が出ないよう改良する計画となっているとの事でした。

(航空写真で説明)

駅前線が拡幅されることに伴い交差点改良を行うことにより、外環状線からの右折車両のスムーズな交通形態を確保できるようにしております。

委員

今、ご説明のあった場所にガソリンスタンドがありましたね。その高架橋の高さも気になるんですが。

事務局

国道 170 号の高架橋の高さですね。再度、所管課にお聞きしておきます。

委員

駅前線拡幅によって、交差点が広くなるというのは大変いいことだと思います。どのような道路形態になるのですか

事務局

新しくできる寝屋川駅前線は、現郵便局前の駐車場部分を含めて全体的に南側へ移動する事となります。幅員は歩道部含めて 28 メートルになると聞いております。

委員

交差点内にある陸橋はどうなるのですか

事務局

現、陸橋は撤去いたしまして、新たに横断歩道を設置すると聞いております。

委員

わかりました。

事務局

次に屋外広告物についてでございます。

「公道への不法占拠物件に排除や、道路敷などを屋外広告物の設置のために私的企業に貸し出すことを制限するなどの検討は、市条例でされているのでしょうか」また、「道路上空の高さ 4.5 メートル以上の部分であれば占有が認められるがそういった物も規制していくのでしょうか」とのご質問をいただきました。

国、府では、既に看板類の道路占有を認めており、市におきましても今後は道路占有条例の改正を行い、看板類の占有を認めていくこととなっております。

道路空間の活用ということで、国を含む、道路部局全体の動きとして、基準に合う看板類の占有は認めていくといった動きであるため、屋外広告物条例での制限は、難しいのではないかとという事でございます。

次も屋外広告物関連でございます。

「屋外広告物条例については、景観と密接な関係があることから、本日、議論して頂いた内容をご指摘事項等がガイドラインに反映されるような段階、形で報告して頂いて進めていただきたい。」とのご要望を頂きました。

本日の景観審議会は、この後、担当者より屋外広告物ガイドライン（案）について

と（仮称）寝屋川市屋外広告物条例（素案）についてのご説明申し上げますが、屋外広告物ガイドライン（案）については、策定前段階におけるご提案でありまして、本日、頂戴いたしました景観審議会委員皆様のご意見・ご要望を踏まえて、加筆、修正を加えまして、進めていくという事になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、誠に簡単な説明となりましたが、これで事務局からの説明とさせていただきます。

会 長

はい、ありがとうございました。本日の景観審議会は、景観計画変更について最終答申であり、ご決議いただきたいとのことですので、よろしく願いいたします。香里園駅西側駅前広場周辺の景観形成基準で、立体駐車場、機械式自転車置場については、前回、削除しておりましたが、委員からのご指摘によりまして、事務局で一定精査・検討され、「周辺との調和に配慮する」との文言を入れて、加筆修正されたとの事でございます。

これまで、随分、議論を重ねてきましたので、委員皆さんの意見も充分反映されていると思いますが、いかがでしょうか。

今日、お示し頂いた内容で景観計画を変更するという事で、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます。それでは本日、お示しいただいた内容で承認という事でございます。よろしく願いします。

事務局

ありがとうございます。

会 長

ほか、あと3点ほどございました。屋外広告物関連のご質問が2項目と、交差点改良についてが1項目ございましたが、交差点改良についてはスクリーンの航空写真を見ながら議論頂きましたので一定理解はできたと思いますが、南側に交差点改良するという事で、大型バスなどの通行時における高架道路の高さについて注意が必要ではないかとの事ですので、また所管課に問合せして頂いて情報提供等お願いしたいと思っております。

あと、屋外広告物関連のご質問・ご指摘事項については、この後、案件として説明がありますので、そこで議論して頂くということで進めたいと思っております。

それでは、次第の（2）「寝屋川市屋外広告物ガイドライン（案）」について、事務局より報告願います。

事務局

<「寝屋川市屋外広告物ガイドライン（案）」について報告>

会 長

はい、ありがとうございました。長大な資料を丁寧に説明いただきました。

これは、基本的には次第の3、具体的には、ガイドラインがどう扱うのかというところで、皆様方も興味を思いますので、多分、「寝屋川市屋外広告物ガイドライン(案)」と「(仮称)寝屋川市屋外広告物条例(素案)」との関連について、委員皆様方大変興味をお持ちだと思いますので、引続きご説明頂いてから休憩を入れたと思います。

その後、ご質問等の時間を設けて進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

〈「(仮称)寝屋川市屋外広告物条例(素案)」〉について説明

会 長

はい、ありがとうございます。ちょっと長時間に及んだものですから、少し長い目休憩を取りたいと思います。

意見交換でなくて、むしろ意見書を後で出してくれという事ですので、今のご説明の中で、質問があればという事でとなかろうかと思えます。少し、休憩の間に考えておいてもらえればいいのかと思います。

その後、意見交換をしたいと思えますが、意見交換というより意見書は審議会後に提出するとなっておりますので、むしろ市屋外広告物条例(素案)に対して質問等があれば議論して頂くということになろうかと思えます。

それでは休憩に入りたいと思えます。

〈休 憩〉

会 長

ちょっと早いですけれど、再開したいと思えます。

私の方で、事前に今日の説明内容をチェックしていなかったものですから、非常に長大で、これを説明頂いて中々ご理解を得るような状況ではなかったかと思えます。

今日は、ご説明頂いた内容について一度お持ち帰りして目を通して頂いて、後日、意見書を出すという状況になろうと思えますが、今の状況で何かお気付きの点などございましたらいかがでしょうか。

委 員

ご説明をお聞きした内容といたしましては、これまで大阪府条例で規制してきたものを、寝屋川市条例を施行することにより、寝屋川市独自の特色を出していくという事だろうと思うんですが、基準などを見ると4駅における基準がほぼ同じような基準となっているように感じるんです。

会 長

今、委員がおっしゃったように、市としてこの方向にしていきたいという、そういう思いを持って作られている。

ダイレクトに条例の中の規制というより、むしろ望ましい方向性を示していると、あとから、ご説明頂いた屋外広告物条例の方は、府条例ではなくて市の方で引き取っ

て、市の独自性を展開するのですけれど、そこまで縛れないんで、まあ、かなり一般論に少し厳し目となっていると、この関係性がね、やっぱりガイドライン、要するに条例で規制されている範囲はこんななやと、しかし寝屋川市としての方向性が明示できないんで、それに対して上乘せをしたいんだと言う様なね。

なにか、そういうガイドラインでないどっちを運用するんだろうみたいな話しになって、ガイドラインのところは、必ず条例とセットになったガイドラインがあつてね、そうするといまご指摘いただいたような内容は、ある一定クリアできるのかなと。

ガイドラインの方は、いま、おっしゃって頂いた様にやはり、寝屋川市としてこう言う方向性を持たせていますという事なんですね。

そんな理解で、事務局よろしいですか。

事務局

はい、結構でございます。

会 長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ

委 員

資料2のガイドラインなんですけれど、(2)の商業地域の所ですが、突き出し広告物、これは、建物から道の方にはみ出たという広告、そういう考え方ですね。

ほとんどが、壁面から1メートルとなっているんですが、東寝屋川駅では、0.5メートルこれは、道幅が狭いとか、そのような要件ですか、他は、1メートルでここだけ0.5メートルになっているのは、地理的なものがあるのかなあ。

それともう1件ですね、ガイドライン16,17,18のそれぞれにあるんですけど、資料5の方ですね、この3駅については、認められないこれはどういうことですか。

突き出し広告は、資料5の9に東寝屋川、香里園駅東、萱島で書いていることは、出せないとおもうのですが、ガイドラインの方では、1メートルとか0.5メートルとか書いてあるのですが関連付けはどうかと思います。

会 長

はい、いかがでしょう。

事務局

突き出し看板と申しますのは、一般的に袖看板といわれるような外壁から突き出している看板なんですけども、まず、ガイドラインの方ですね、1メートル、50センチという形で定めておりますのは、まち歩きなどを実際行いまして、実際に設置されております袖看板のサイズなどを参考にしまして、その地域での基準の方を定めております。

また、条例の16ページの方ですね、道路への突き出しが不可としています部分につきましては、袖看板であっても、ちょっと道路から敷地を控えて建物を建てておられる会社さんとかであれば、基本的に敷地内での掲出は、自由になってまいりますけども、ガイドラインのなかでは、1メートル以内あるいは、50センチ以内に収めましょうと。

道路に突出する部分については、基本的には、近隣商業地域ベースの地域について

は、敷地内で出す分については、結構ですけども、道路に飛び出す袖看板の設置は、控えて頂きたいという形で、こういった表現の規制とさせて頂いております。

委員

この3域以外のところは、別に道路に飛び出してもいい。道路へ出たらいかんよというのが資料5の事ですね。

事務局

はい。駅周辺についてはそうです。

委員

ここに載っていない、例えば寝屋川市駅とかは、別に規制されていないですか。道路に出てもいい、道幅が広いからという事になるんですか。

事務局

そういう部分もありますし、地域の商業的な特性というのもございますので、一概に寝屋川市駅周辺で賑わいのある部分で、突き出しを認めませんよというのは中々難しいのかなという部分もございまして、道路の占用条例の方で、クリアする高さに設置される部分については、賑わいのある地区についての設置は一定認めていきたいなという考えでございます。

会長

少し、それとも関連するのですが、ガイドラインで使っている広告物の定義の仕方と、条例で使っている定義の仕方が違うんですよ。

例えば、要するに条例の方では、独立広告物と言ってるんですね。ガイドラインのところでは、それは出てこないんですね。

その辺、例えば、指導していかれる場合も定義そのものが、その都度その都度違うと混乱が発生しますので、いったいどのように整備をしたらいいのかと大きな課題だと思うんです。

ガイドラインの方の突き出し看板は、壁面からの話しをしていて、敷地との関係の話はしていない、その辺も違うんですね。

それから、条例がある意味、法令的根拠をもって指導していかれますので、それと照らし合わせて、ガイドラインの方に不備がないかとかあるいは、もう少し説明を加えておくとかしないとガイドラインが成立しないのではないかとか、その辺を一度チェック頂いた方がいいと思います。

事務局

その部分については、今後、調整をする形で校正の方をさせて頂きたいと思います。

会長

ほか何かございませんか。

委員

現行の大阪府の条例に基づいて、作業されていると思うのですが、現状におきまして、大阪府の条例に対して、今回の寝屋川市の新しい条例、ガイドラインを含めて作

っておられると思うのですが、大阪府の条例の運用におきましても、多くの方が届出されていない状態と聞いているのですが、寝屋川市の条例、ガイドラインができた時に、どのような形で周知徹底されるのか、あるいは指導していかれるのかその辺を教えてください。

会 長

いかがでしょうか

事務局

まず、こちらの市条例、ガイドラインを含めまして周知活動につきましては、実際広告主の団体であります商工関連団体への周知啓発であるとか、実際に看板を設置する屋外広告業者の組合ですね。

そういった方々にも、ワークショップにご参加頂いておりますので、そちらの団体や、実際に看板を上げられている方、設置される方をメインに、周知の方を徹底してまいりたいと考えております、また、必要に応じて、寝屋川市では出前講座といった、その場に出向いてお話しをさせて頂くといった制度もございますので、そういったものの活用といった部分でも、周知啓発を進めていきたいと考えております。

会 長

ほか、いかがでしょうか。

委 員

細かいところなんですけども、わたしが懸念するところが、よくパチンコ屋さんである、LEDで作られた大型のスクリーン、あのような大型スクリーンがこれから、増えてくるのではと思うのですが、今回のを見ていますと骨子の5ページのところで、重点制限地域での照明設備の制限導入ということをおげられていますし、資料5の方ですね、実際見ますと資料5の8ページのところの表の一番下のところ、重点制限区域内にあっては、光源が露出あるいは点滅するものまたは、映像あるいはその類するものを使用しないことと記載して頂いているので、安心した所があるのですが、この手のLED型の看板に関して、色は、色彩はどうなるのかなというのが疑問でありまして、出そうと思ったらそれこそ、原色も何でも出せちゃう訳で、申請のときはそうでないですけど、実際は、申請さえ終わってしまったら赤、緑、原色でし放題とならないでしょうか。

事務局

まず、LEDの色彩については、規制するという事は困難かなという部分をもってありますが、許可に際しましては、そういった色の使用については、控えるといった形で覚書であるとか文書による広告主さんの了解を得た上で、もしそれに反して原色使用を多用していることに対しては、もちろん、違反という形になりますので、そういった形の措置、違反指導に移行していかざるを得ないのかなと考えております。

会 長

ほか、いかがでしょうか。

委 員

先ほどもお話しありましたが、府条例と市条例と広告物の作るとき、或いは事前協議は年間どれくらいの相談があるのか、先ほどおっしゃった 147 件というのは、どれに当てはまるのか。

会 長

はい、どうぞ

事務局

現在、寝屋川市の方で、許可、新規設置の許可であるとか変更許可申請、そういった許可の申請については、年間約 300 件弱の件数、相談件数も含めてでございます。

次に、委員がおっしゃっていた 147 件につきましては、我々の方で違反指導を行った物件の件数となっております。

委 員

約半数が指導件数。300 のうち 147 ですね。府条例よりもこの色で示されたように、市条例の方が効率的あるいは、迅速的であると思われませんが、勿論、この条例が施行されたら、府条例のうえに市条例の効果があるのでしょうか。

会 長

いかがでしょうか。上という話ではないのです。基本的には、市で移管を受けてそこで全て、府の条例からは適用除外エリアになるという事ですね。市独自の展開をするということです。

委 員

先ほどもおっしゃいましたが、東寝屋川の 0.5 メートル、あれは、大賛成です。1 月 1 日号で大阪府の全老人に出された 65 万部の新聞、そこに私、寝屋川市の内容を全部書いていますが、そこに、東寝屋川駅を出たら寝屋川公園、大阪府で一番大きい広い大公園がどう行ったらいいかわからん。

広告でなく案内掲示物、案内広告が一切ないのですね。そういう点で、東寝屋川でしたら、石の宝殿と寝屋川公園、寝屋の古いまちなみ、これら 3 つちゃんと寝屋川八景、新寝屋川八景にあるんですが、全然わからない。

それほど、案内図と広告物が少ないのが東寝屋川ですね。そういう点では、これから規制するのに、非常に指導し易いゾーンだと思いますね。そういう点、全く反対に香里園と寝屋川市駅の方は中々厳しい要望、ご意見があると思います。萱島でもそうです。萱島のクスノキよりも萱島神社どこにあるのといった、案内板が全然ない。

会 長

その辺は、難しいところです。今回は広告物規制で今おっしゃっているのは、サイン計画なんですね。

例えば、ガイドラインのところ、9 ページに地上設置広告物たくさんいっぱい掲出されてくるから、それを集約化してまとめることですっきりし、情報も確認し易いと書いてある。

これは、本当は、サイン計画などで誘導していくような性質のものなんですね。こ

れら全てをひとつの条例などで規制・誘導するというのは、大変難しい面があると思います。

ほか、いかがでしょうか。

委 員

ちょっと、分量が多くて、見落としている可能性があるのですが、規制の内容というのは、大きく分けまして、広告物の大きさと取り付ける位置と色彩、大きく雑にいうとこういう形かと思うんですけれど、その先ほどもご指摘がありました。自発光の広告物というんですか、これからどんどん出てくると思ういます。

例えばLED、有機ELとかそういうものは、紙じゃないですけど、今の看板に代わって出てくると思うんです。そしてその色、明度、彩度、色彩では、規制しきれない。光度とか輝度とかを導入しておかないといけなんじゃないかという気がします。

会 長

色と光は、違いますね。

事務局

光度、輝度につきましても当初に検討の方はしたんですが、それがどこまでの弊害になるのかといった部分とか、数値的な基準がございませんので、以前にも住宅のマンションの窓の前にそういうLED画面があって、眩しいという苦情がありまして、指導に入ったケースがあるんですが、人それぞれで感じ方が違うというのは、苦情者の方も理解されておりまして、その件については、業者さんの方が迷惑をかけておるのということで行政指導に従っていただいて、光度、輝度を抑えるという形はとれたんですけども、その数値的な基準の設定について、我々で判断するといった部分が現時点では難しいと考えております。

光度、輝度については、ガイドラインの中で、過剰な照明使用をまずやめて下さいねという形で、LED画面などの自発光するものであっても、前にちょっとしたカバーを付けるだけで大分と変わってくると思いますので、そういった形の行政指導で対応してまいりたいなと考えている所でございます。

委 員

LEDの輝度が、測定しにくい、輝度を特定しにくい。で同じ輝度でも、こういう面の場合、一説によると2倍から3倍眩しいと言われてますので、いま、過渡期かとおもいますが、ガイドラインの中で、例えば、眩しさを生じさせないような程度に抑えろとか、なにか物理的に規制しにくければ、非常に主観的でこういうものには、すぐわないのかもしれませんが、感性的な評価で押さえていくこともお考え頂ければと思います。

会 長

そうですね。ありがとうございます。

委 員

いま、委員が言われている事と関連するのですが、本当に寝屋川市でやってもらってご苦労様だと思います。

今、特に色彩で言われた事で、昔、あったのが、市の土木課が経由して、大阪府に

出した書類がね。寝屋川市内に建ってできたら、近くの住宅から眩しいから寝られんのでやめてくれという苦情がありまして、市で撤去したことがある。70万から80万かかった。図面見たら小さいけれども、実際に見たら6メートルからある。それが、夜になるとチカチカするんですね。

先生がおっしゃったとおり、これ、道路の角なんかに、私有地の方に、ひとつのゾーンができて店に名前を入れられると反対の住宅の人は、あてられて眩しいからやめてくれという事がおこらないように十分事前協議してほしいと思います。

みなさん、経験してはると思いますけどその他にも、道路の水銀灯がよく問題になるんですね。隣の家が眩しいから、寝られなから水銀灯の角度を変えてくれとか、水銀灯の光を落としてくれ、そういうところを十分検討して、また、やって頂いたら結構かと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

委 員

ちょっとね、教えてもらいたいんですけど。資料3の1ページの一番下の(4)のところ、原則として、非自家用（案内看板）を認めてない。この非自家用看板というのは、どういうものなんでしょうか。

事務局

非自家用看板といいますのは、よく道路際に建っておる広告板のようなもので、例えば、マクドナルドまであと何キロですよとか。

ここの角を曲がると何々会社ですよと言った誘導看板的なものをイメージして頂ければと思います。

委 員

自分のお店の看板じゃないのですよね。市内事業者の経済活動に少なからず影響を与えるということは、それがだめだから、売り上げちょっと伸びないという意味やと思うんですけど。非自家用とはそういう事ですか。

事務局

説明の方が、不足しておりました。

こちらで、補足をさせて頂きたいのですが、まず看板の種類としましてはですね、大きく大別しまして自家用看板と非自家用看板の2種類がございます。

自家用の看板と言いますのは、自らの敷地内で、例えば、会社のある所の敷地内で「ここは何々会社ですよ」といった形であげる看板が、自家用看板といった形になります。そして、先ほどお話しさせて頂きましたように、例えば、道路からちょっと奥まったところに立地されている会社さんなどであれば、お客さんの案内のために道路際によく、「この交差点2つ目を曲がって下さい」とかそこから「500メートル行ったら何々会社ですよ」といった看板のことを指すんですけど。

やはり、いまの非自家用と自家用に区別をして、非自家用の案内看板を全て認めませんという形をとってしまいますと、道路際に立地される事業者さんは、看板を自由

にあげることができますけど、寝屋川市には狭い道も多くございますので、やはり入り組んだところに建っておられる事業者さんについても、やはり事業活動を行う上で、お客さんへの誘導看板とかそういったものについては、一定認めていきたいなという形で考えておるところでございます。

会 長

はい、いかがでしょう

だいたい、2時間位経ったので、もうそろそろかと思えますけれど。

2, 3お願いがあるのは、今日、2月の14日ですか。

意見につきましては、紙媒体若しくは文字媒体でお出し頂ける方はそれでいいのですが、個別に説明に来て意見を言いたいというような委員がもし、いらっしゃるようならご対応お願いしたいと思えます。

と言うのは、今日は、かなり長大な説明をして、それに事前にお配りしていなかったんで、その対応が少し残ろうかと思えますので、できましたらわからない所を含めて意見がある。こういった所について、意見を言いたいという方には、もしもそういうご希望があればご対応頂けないかなというのが1点。もう1点は、条例でパブコメをされますけども、非常に看板というのは、いろんな定義があって、このままでは一般の人が読んですぐわかるかと言うと中々わからない状態になっていますので、パブコメの資料に対しては、極力わかりやすく伝達できるような工夫をして頂ければなと思えます。景観審議会としては、6月にパブコメ後の状態もあって、次、答申しなくてはいけないですからね。

審議しなければいけない。その時に、次にポイントだけ絞って頂いて、井上委員がおっしゃった、非常に問題になっているポイント部分を絞って、皆さん方にご説明した上でご意見とご同意頂くという、ちょっと工夫して頂けないかなと。それ位をお願いしておきたいなという事なんですけれど。よろしいでしょうか。

事務局

本来なら、事前に資料などをご用意いたしまして、個別説明するべきところかと、思っておりますので、資料の校正に時間がかかってしまい、今回いきなりのご説明という形になってしまっておりますので、勿論、個別の対応については、事後であっても行わせて頂きたいと考えております。

また、パブリックコメントの資料につきましては、今まで行ったパブリックコメントなど、他の過去事例もありますので、そういったものも参考にしまして、一般の方がわかりやすい表現方法等を検討してまいりたいと思っております。

委 員

2月の14日までに、我々の意見というのをまとめて、それをみんなで寄ってですね、もう一度ここで検討すると言うことは無理なんですか。

会 長

事務局いかがでしょうか

事務局

まちづくり指導課の橋本でございます。

今、委員さんから再度という意見がございましたが、先ほど説明しました予定でございますが、4月の初旬にパブリックコメント実施という事で、パブコメの内容まとめたものですね。

わかりやすく仕上がったものを提示しなければいけないという事もあり、日程的に、再度審議会を開催するのは、厳しい状態になっておりますので、今の形、会長さんがおっしゃるような意見を個別に伺ってご了解頂く形を取りたいと思っています。

会 長

結構、緻密にワークショップをやって頂いていて、議論しておりますので、ずっと議論しているからこそ見えなかった所を今日議論して頂いて、意見が出たものをワークショップに投げて頂いて、そこで少しこなして頂くと、そこで、かなり、信頼性がおけるのではないかと思うんですけどね。

それを受けて、もう1度、パブコメもございますし、そんな形で対応させて頂けたら、ありがたいですけど。どうでしょうかね。

それでは、少し、お持ち帰り頂いて、目を通して頂くという宿題がありますけど。

これで、本日の第3回寝屋川市景観審議会を終了したいと思いますけど。

事務局の方で何かございますでしょうか。

事務局

それでは、事務局より、今後のスケジュールについて、ご報告申し上げます。

資料3の寝屋川市景観審議会スケジュールをご覧いただきたいと思います。

前回の審議会でもお示しさせていただき、また、先ほど会長からも説明がありましたが、今月末に開催される都市計画審議会での意見聴取を経て新たな、景観重点地区2地区を加えました景観計画の変更を行う予定となっており、施行は3月を予定しております。景観計画の変更につきましては、景観法第10条第8項において、準用する同条第6項及び寝屋川市景観条例第7条第3項の規定により告示したのち、2週間公衆の縦覧に供することとなっております。

なお、本日の会議録につきましては、後日、ホームページと市役所情報コーナーにて公開させていただきますので、併せてよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

少し長時間に及びましたけれど、さらにもっと活発に意見交換すべきであるというご意見もございましたけど、一方で、かなり熱心にワークショップもして頂いているという事で、我々の役割として少し気になる所を意見書としてまとめて頂き、事務局に口頭でお伝え頂くという形で対応したいので、また、よろしく願いしたいと思います。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

事務局

はい、それでは閉会に際しまして、まち政策部長であります大西よりご挨拶申し上げます。

大西部長

<閉会の挨拶>